

# アイゼンハワー政権後期における核軍縮交渉 ——核実験停止をめぐる問題を中心に——

中 沢 志 保\*

## Debates over the Disarmament and the Nuclear Test Ban during the Second Term of the Eisenhower Administration

Shiho Nakazawa

**要 旨** 本稿は、1950年代後期における核軍縮交渉を概観しながら、当時最大のテーマとなった核実験停止をめぐる論争を考察するものである。第二次大戦直後の核軍縮が核兵器の管理、あるいは核廃絶を目標にしていたのに対して、この時期には核抑止による安全保障観が定着し、軍縮の対象が実現可能な部分的措置に限定された。軍縮交渉史の転換期ともいえるアイゼンハワー政権後期のアメリカの原子力政策を追いつつ、それに関与した政府内の主要メンバーや原子科学者などがどのような背景をもち、いかなる考えを表明していたかを検証したい。また、当時話題を呼んだ「きれいな爆弾」論争がもった本質的意味についても併せて考察したい。

### I はじめに

核軍縮交渉史において、1950年代後半は大きな転換期であったと判断できる。1940年代の末から50年代の前半にかけて、冷戦状況の激化を背景に米ソ両大国の急速な核軍拡が進み<sup>1)</sup>、50年代半ばの時期になると核兵器の廃絶をめざす包括的軍縮への展望は失われた。そして核軍縮交渉は、軍縮対象を実現可能な分野のみに限定する部分的措置へと移行するにいたった。また、1954年の「ビキニ事件」の衝撃が契機となって盛り上がった国際的な反核・反核実験の世論に押された形で、最大の核保有国である米ソ両国が最も真剣に軍縮に取り組んだのが50年代後半のこの時期と言われている<sup>2)</sup>。

今日、国際社会が核拡散防止（NPT）体制を、その不備な内容にもかかわらず軍縮交渉の最大の枠組みとして位置づけていることを考えると、このような部分的軍縮交渉の出発点とも言える50年代後期を再検討する意味は大きいと考える。本稿は、現在の軍縮交渉の基盤を築いたこの時期の米ソ交渉を追いつつ、軍縮政策の立案に多大な影響を与えたアメリカ政府内の主要メンバーや原子科学者のさまざまな立場を検討するものである。特に、従来の研究では十分に検討されていない原子科学者のこの時代における核軍縮に対する姿勢を明確にしたい。部分的措置の最大のテー

---

\* 本学助教授 国際関係学

マであった核実験停止の問題において、正面から核実験に異を唱える側と逆にその継続を強く主張する側とで、当時のアメリカ社会は大きく二つに割れた。この対立の中で登場した「きれいな爆弾 (clean bombs)」といった独特の構想も併せて考察したい。

本稿が依拠する主要文献は以下の通りである。まず、米ソの軍縮交渉に関しては、アメリカ国務省が発行する外交文書 *Foreign Relations of the United States* (以下、*FRUS* と略) 1955-1957年版第20巻<sup>3)</sup>および1958-1960年版第3巻<sup>4)</sup>、同省が個別テーマごとに発行する出版物<sup>5)</sup>、などが主たる一次資料となっている。アメリカ政府のこの時期の軍縮政策に関しては、アメリカ原子力委員会 (United States Atomic Energy Commission 以下、*AEC* と略) の公式歴史書第3巻<sup>6)</sup>を一次資料として用いる。また、終戦直後から1960年代後半までの時期の軍縮研究における代表的な邦語文献である『軍縮交渉史』<sup>7)</sup>も参照した。原子科学者のさまざまな意見を検討する際に最も役立ったのが、原子科学者が第二次大戦の終結直後に創設した専門月刊誌『原子科学者報 (*Bulletin of the Atomic Scientists*)』<sup>8)</sup>である。

## II 包括的軍縮から部分的措置へ

第二次大戦後の核軍縮交渉は、1947年に原子力国際管理案 (通称バルーク案)<sup>9)</sup>を国連に提出したアメリカと、その対案であるグロムイコ案<sup>10)</sup>を提出したソ連との間で始まった。バルーク案は、「原爆の父」オッペンハイマー (J. Robert Oppenheimer) が中心となって作成した原子力国際管理草案 (アチソン=リリエンスール報告)<sup>11)</sup>がその土台となっている。オッペンハイマーの発想は、核兵器の管理を積極的な方法で実現しようとするものであった。具体的には、核保有国がまだアメリカ一国だけの段階で、原子力活動のすべてをひとつの国際機関に統合することを提案した。また、国家の枠を超えた国際的な研究所を創設し、最先端の原子力研究を国際機関の管轄下で進めることを主張した。主だった原子科学者を集め、他に追従を許さぬ第一級の研究施設を国際管理下に置くことにより、秘密裏の違法な原子力開発をけん制し、同時に平和利用の促進に貢献するという狙いを提示したのである。違反をチェックする査察機能だけに頼る消極的な管理を念頭に置かないという意味で、きわめて画期的な管理案であった。

バルーク案は、アチソン=リリエンスール報告の内容を基本的には受け継ぎながらも、原子力問題の審議に関しては安全保障理事会における常任理事国の拒否権を認めず、締結される条約の違反者に対する厳しい罰則規定を盛り込んだ。当然のことながら、核を独占するアメリカの有利な立場を維持しようとする内容であるとの印象をソ連側に与える結果となった。原子力の管理ではなく核兵器の廃棄を強く要請したグロムイコ案は、国際管理の名のもとに核兵器の独占を意図したと目されるアメリカに対する後発の原子力開発国の抗議でもあった。

上記のように国連を舞台にした初の核軍縮交渉は挫折したが、この時期の軍縮案は基本的には、国家レベルでの核保有の禁止を構想していたという点は銘記すべきであろう。核保有国がアメリカ一国で核兵器の数量もきわめて限定的であったこの時期においては、核兵器の全面廃棄も技術的には十分可能であったと考えられる。ところが、前述のように冷戦の激化を背景に展開された激しい核軍備競争を経た1950年代半ばになると、核兵器の廃絶は非現実的なものとみなされるように

なった。

アイゼンハワー政権下の国務長官で原子力政策の立案者の一人であったダレス（John Foster Dulles）は、1957年7月、ロンドンで開かれた軍縮会議の席上以下のように述べた。

現在、約束だけに頼る軍縮、核兵器の廃絶、東西両陣営が相互に相手の軍事力を正確に把握した上での軍備管理、などはいずれも非現実的な政策であると言わざるを得ない。現実的な可能性を期待できる軍縮政策は、1) 空中査察と地上勢力の規制を行い、大規模な奇襲攻撃を防止すること、2) 新たに生産する核分裂性物質を兵器に利用しないような管理を行う、3) 核実験を探知するシステムを発足させ、核実験を制限する、4) 効果的な管理システムのもと、弾道ミサイルのような重要な運搬手段の開発を制限する、などであろう<sup>12)</sup>。

アメリカ政府が、核兵器の国際管理や全面廃棄という方針をほぼ不可能と断定し、核廃絶という軍縮ではなく、核兵器体系を保持しながら核兵器国間で軍備管理を行うという方向に方針を転換している点が確認できる。この変化は、政府関係者のみならず原子科学者の同時期の認識にも現れる。第二次大戦後『原子科学者報』を創設し、同誌の編集長としてこの時期まで原子科学者運動を指導してきたラビノウィッチ（Eugene Rabinowitch）は、1957年10月号の『原子科学者報』で以下のように言及した。

核兵器の数が少なかった初期の軍縮交渉と異なり、大量の核兵器が複数の国家に存在する現在、核兵器の全廃は非現実的である。核兵器による抑止が低レベルではあっても必要と認識される以上、軍拡のペースをゆるめつつ世界的な管理システムの開発を進めていかなければならない。したがって、軍縮のプロセスはきわめて複雑なものにならう<sup>13)</sup>。

核兵器の完全廃棄や効果的な原子力の国際管理の実現が不可能な選択肢と判断されたのがこの時期なのである。前田が説明するように<sup>14)</sup>、軍縮交渉は、50年代後期において包括的な軍縮から部分的措置への検討へと移行したと考えられる。

### Ⅲ 米ソの軍縮交渉と核実験停止問題

1950年代後期において、核廃絶や核兵器体系の大幅な縮小といった包括的な軍縮交渉から、限定的な軍縮交渉へと移行したことはすでに述べた。部分的措置、あるいは副次的措置（collateral measures）と呼ばれる限定的な軍縮措置は、戦争抑止力の安定や偶発戦争の防止などを主たる目的とする。具体的には、1) 警戒体制の整備などによる奇襲の防止、核実験の停止ないし制限、兵器用核物質の生産制限、など各国レベルで実施可能な措置、ならびに2) 軍備規制ないし凍結に対する相互の監視、国際査察、国家間の意思疎通、直接通信線、核実験停止条約、など国際レベルで実施する措置が想定された<sup>15)</sup>。

これらの部分的措置のなかで、この時期に最大の検討対象となったものが、核実験の停止である。核実験を制限ないし禁止することで、核開発自体を制限することが主なねらいであったことは間違いないが、50年代後期の国際社会がとりわけ核実験の弊害に敏感であったという時代背景も

関係した。

1950年代初め、水爆開発に着手した米ソ両国は大規模な核実験を繰り返した。太平洋上で日本の漁船が被爆したことで知られる「ビキニ事件」は、反核・反核実験を求める強烈的な国際世論を形成した。ラビノウィッチが「1955年ヨーロッパは原子力に目覚めた」と表現するように、核実験による放射能の影響を検討するための科学者の国際会議がヨーロッパ各地（1955年7月パリ、同年8月ロンドンおよびジュネーブ）で開催された<sup>16)</sup>。

1957年4月、インドのネルー（Jawaharlal Nehru）首相が核実験の停止を訴え、同月、西ドイツにおいて、ハーン（Otto Hahn）ら18名の原子科学者が核兵器の製造と実験に協力しないという決意を宣言した（ゲッチンゲン・アピール）。同じく同年4月、ノーベル平和賞受賞者のシュバイツァー（Albert Schweitzer）が、「米ソの水爆実験が生み出す長命で危険な核分裂生成物ストロンチウム90は、水や食物などを媒介にして人体に蓄積され、放射能の雨が降ることによって土壤をも汚染する。両国の水爆実験は人類にとって重大な脅威になっている」という声明を発表した。ラジオ・オスロを通じて発表されたシュバイツァー・アピールは、アメリカ国内ではほとんど無視されたが、世界的には大きな反響を呼んだ<sup>17)</sup>。

またよく知られているように、ラッセル＝アインシュタイン宣言に応じる形で創設されたパグウォッシュ会議（Pugwash Conference）は、政治体制の違いを超えて集まった東西の科学者が、核兵器の開発がもたらす人類への脅威について検討する場として機能した。1957年7月の第一回パグウォッシュ会議において、同会議の検討テーマが1) 平時、戦時両方における核使用に伴う危機の検討、2) 原子力管理に関する問題の検討、3) 科学者の社会的責任、のように確認された。1)の問題を扱う同会議第一小委員会（Committee I）において、これまで行われた核実験の影響が検討された。同小委員会は、核実験による放射能の影響は現在のところ特記するほどではないとしながらも、核実験が実施される地域では標準値を上回る放射能が検出されていることを指摘した。また、全面核戦争が勃発すれば、戦闘地では数億人が死亡し、地球規模で「死の灰」による放射線被害が広がるとの警告を発した<sup>18)</sup>。

このような国際的な動きに連動して、アメリカの原子科学者ポーリング（Linus Pauling）が核実験停止の即時実施を求める運動を展開し、1957年9月、核実験を禁止する国際協定の締結と包括的な軍縮への着手を求める声明を発表した。ポーリング・アピールと呼ばれたこの声明には世界中の科学者の賛同が寄せられ、ポーリングはアメリカ国内で2,000人余り、世界44カ国からは9,235人の署名を得た<sup>19)</sup>。

米ソの核軍縮交渉は、核実験に対する危惧が前例の無いほどに高まった状況で、それに対応する形で展開された。しかし、核実験停止を謳う前述のようなパグウォッシュ会議やポーリング・アピールなどと異なり、現実政治の現場において確認できるのは、米ソ両国の駆け引きである。

核実験停止問題においてイニシアティヴをとったのは、マリク案（1955年5月）<sup>20)</sup>とゾーリン案（1957年6月）<sup>21)</sup>を国連軍縮委員会（United Nations Disarmament Commission）に提出したソ連であった。マリク案は、核実験停止が軍縮案に盛り込まれた最初のプランであり、ゾーリン案は、核実験の停止を謳うだけでなく、ソ連が一時的な実験停止に応じるとの姿勢を明示したものであっ

た。これらの提案は、高まる反核・反核実験の国際世論を味方にして、アイゼンハワー政権の核戦略「ニュールック」に対抗する主張として効果を得た。明らかにソ連の「宣伝」戦略である。

ソ連のこの動きに対して、アメリカは1957年6月「軍縮の第一段階に関するアメリカの立場」<sup>22)</sup>を政府内の合意として打ち出していた。これによれば、軍縮協定を締結するに当たり、「軍縮協定の遵守を検証するための効果的な査察制度の創設」が第一に必要であり、その前提に立ち、加盟国は「個別のおよび集団の自衛行為以外の核使用を禁止」し、「将来的には軍事兵器用の核分裂性物質の生産を禁止する」とされた。また核実験に関しては、「協定が効力を発した後12ヶ月間核実験を停止し、その間に核実験を探知する効果的な査察制度を確立する」とした。

さらにアメリカ政府は、ゾーリン案に対する正式な対案として西側案<sup>23)</sup>を、国連軍縮委員会に1957年8月提出した。西側案のポイントは、ゾーリン案の重要性を認めたとうえで、核実験停止を検証する査察制度の導入を提案した点である。査察制度が確立すれば、国内の原子力施設に査察官(外国人)が立ち入ることができる。この時点でソ連が受諾しそうにないことを十分承知しながら(事実ソ連代表のゾーリン (Valerian Zorin) はその日のうちに西側案を拒否した)、アメリカは提案したわけである。

1958年3月末、就任直後のフルシチョフ (Nikita Khrushchev) ソ連首相が、一方的な核実験停止(モラトリアム)を宣言し、核実験停止に消極的なアメリカを批判した<sup>24)</sup>。これに対してアメリカは同年夏、「核実験の停止に関し結ばれ得る取り決めの違反を探知する可能性を研究する専門家会議(以下、専門家会議と略)」を主催した<sup>25)</sup>。自発的な核実験停止の実施をアピールするソ連と、違反を探知する査察制度の確立を求めるアメリカとの間の応酬という一定の軍縮パターンを確認できよう。専門家会議の終了直後(1958年8月)、米英両国は、核実験に関する国際管理制度の確立が技術的に可能であるとの専門家会議の報告を確認し、ソ連が実験を再開しない限り1年刻みで自発的に実験を停止する旨を発表した<sup>26)</sup>。

米ソ両国は、実際には実験シリーズを終えて次の実験の準備をする期間においてモラトリアムを実施していたにすぎないのであるが、とにもかくにも両大国が実験を一時的に「自粛」し、核実験停止のための会議を開催するところまで到達したのである。ジュネーブで開催された核実験停止会議(Geneva Nuclear Test Negotiations)がこれである。同会議は、1958年10月に初回の会合を開き、1962年1月の第353会議まで続いた。この間に、核実験問題は、地下核実験を別枠にした協定の締結へと進展した。1963年に締結された部分的核実験停止条約<sup>27)</sup>の基盤が形成されたのである。

#### Ⅳ アメリカ国内における核実験停止をめぐる対立と「きれいな爆弾」論争

1950年代半ば、すでに述べたように、核実験とその副産物である放射性降下物(fallout)の問題は、緊急かつ最大の国際問題となった。アメリカ原子力委員会(AEC)は、管理下にある国立研究所に対し、核実験に伴う放射性降下物データの検証を命じた。1956年1月、リビー(Willard F. Libby) AEC委員が発表した報告書(議会宛)は、AECが命じた上記の調査の結果報告であった。リビー報告と呼ばれたこの文書は、放射性降下物に関する初のデータ分析として広く知られるようになった。また当時のAECの核実験に対する姿勢を端的に示したのもである。同報告書の要点

は以下のようなろう。

1. 大気圏内原水爆実験に際しての放射性降下物に含まれる核分裂生成物ストロンチウムは、長年にわたって残留する。
2. しかし、核実験の放射性降下物が人体に与える影響は無視できるほど小さい。
3. 結果として、核実験の安全性は確認できた<sup>28)</sup>。

アメリカの安全保障政策を支える AEC の立場は、冷戦下の核軍拡という状況においては核実験の継続は不可欠というものである。核実験の継続を主張する以上、AEC はその安全性をアピールする必要があった。リビー報告のデータを駆使し、AEC は「30年間現在のペースで核実験を続けても何の問題も無い」<sup>29)</sup>と宣言した。

AEC の核実験継続を求める立場は、当然のことながら「ニュールック」と呼ばれたアイゼンハワー政権の核戦略を強化する政策と連動していた。アイゼンハワー大統領は、冷戦が激化する状況においてソ連との軍備競争に負けるわけにはいかなかったのである。しかし、彼は同時に、際限の無い軍備競争が新たな緊迫状況を生むという悪循環も十二分に理解していた。アイゼンハワー大統領やダレス国務長官が、ソ連の核戦力を恐れるがゆえに自国の核戦略の強化を進める一方で、核兵器が激増・拡散する事態を憂慮し、さまざまな軍縮案を練り続けていたのはこのためである。アイゼンハワー政権の軍縮問題を重視する姿勢は、スタッセン (Harold Stassen) 軍縮問題担当大統領補佐官を閣僚級の地位にすえていた点からも確認できる。スタッセンは、1957年5月の段階で、国務省、国防省、AEC、CIA などから専門家を集め、総勢54名のスタッフを統括していた<sup>30)</sup>。

軍縮問題担当の補佐官として、国連軍縮委員会においてソ連との交渉役を務めていたスタッセンは、1955年3月の着任以降、数々の軍縮案を作成していた。そのひとつ (1956年7月提出) は、以下にあげるような内容を備えていた。

近い将来核保有国は20カ国ほどになることが予想される。現在アメリカが打ち出すべき方針は、1) 核実験の禁止、2) 核兵器の削減、3) 1957年7月1日までに兵器生産用の核分裂性物質の生産を止める、などである<sup>31)</sup>。

軍縮実現への熱意が強い余り、後にアメリカ政府内でその「独走ぶり」を批判されたスタッセンだが、彼の上記のような大胆な提案は政府内に大きな波紋を投げかけた。スタッセン案を検討した国家安全保障会議 (NSC) の主だったメンバーの立場を概観してみよう。まず、AEC のストロース (Lewis L. Strauss) 委員長は、スタッセンの20カ国の核保有国という予想を根拠なしと批判した。また、核実験の禁止と核兵器の削減を実施する場合は、確実な査察と検証制度が不可欠との立場を主張した。ただし、AEC としても核実験の規模、回数、実験地の制限に関しては異論が無いというものであった。しかし、ストロースが断固拒否したのは、1957年7月1日までに核物質の生産を止めるとした点である。同時期までに完全な査察制度を確立するのは不可能であるからと彼は説明した。ラッドフォード (Arthur W. Radford) 統合参謀本部議長は、査察制度の確立自体に

懐疑的であった。また、核兵器を削減するということは、アメリカの軍事プラン全体を見直すことを意味すると主張し、スタッセン案を批判した。ダレス国務長官は、完全な核実験禁止には反対だが、軍縮への明確な第一歩が必要だと訴え、スタッセン案を作業資料にして西側案を作成するために、イギリスと協議を開始すべきだと提案した。アイゼンハワー大統領は、核戦争と放射性降下物に対する恐怖を克服するため、核実験の制限と核分裂性物質の生産制限をあくまでもめざすと明言した。そして、それらの軍縮措置の前提として査察を含む保障措置が不可欠であるとの立場を繰り返した<sup>32)</sup>。

1957年ごろまでに、アイゼンハワー政権内では核実験の制限という方向が定まりつつあったことが分かる。このような状況の中で、核実験の継続を強く求めているAECは、核実験を正当化し、放射性降下物を懸念する国際世論に対応するための新たな方法を提案した。いわゆる「きれいな爆弾」の開発の提案である。「きれいな爆弾」とは、放射性降下物の放出が相対的に少ない核兵器を指し、ストローズAEC委員長や物理学者で水爆開発の中心的推進者であったテラー(Edward Teller)などが、強くその開発を要請していたものである。当時開発されていた水爆は、「3F」爆弾(原爆を引き金として爆弾の中心に用い、それを融合反応を引き起こす重水素化リチウムで包み、さらに外側に天然ウランまたはウラン238を施すタイプの爆弾。3Fは、核分裂、核融合、核分裂の3層構造を表す)とも呼ばれ、大量の放射性物質を放出するものであった。「汚い水爆」と称されたのは、それが生み出す大量の放射性降下物のためである。引き金にも外側にもウランやプルトニウムを用いない水爆は、中性子は放出するが、放射性降下物つまり「死の灰」は出さない。これが「きれいな水爆」である<sup>33)</sup>。

1957年5月から翌6月にかけて、放射性降下物の影響を懸念する世論に対応する意図で、上下両院原子力委員会(Joint Committee on Atomic Energy以下、JCAEと略)は、公聴会を開催した。同年6月20日、リヴァモア(Livermore)国立原子力研究所の原子科学者が証言した。テラー、粒子加速器の開発者のローレンス(Ernest O. Lawrence)を含む同研究所の科学者は、プルトニウム型原爆はコストが低い上に小型化が可能であると説明し、プルトニウム生産と核実験の継続を主張した。ローレンスは、大型の「汚い爆弾」を使用すれば殺さなくてもいい人間を殺傷し、核実験を停止すれば従来の「汚い爆弾」を保持することしかできないと述べた。テラーは、アメリカが「きれいな爆弾」を開発できれば、軍事的、心理的に優位に立てると述べ、核実験を停止すれば(その間にソ連は開発を進めるであろうから)アメリカの立場は困難なものになると主張した<sup>34)</sup>。

JCAEでの公聴会後の6月下旬、上記の原子科学者と「きれいな爆弾」のスポークスマンであったストローズAEC委員長は、アイゼンハワーと面談した。テラーとローレンスは、公聴会での証言を繰り返し、「きれいな爆弾を開発し損ねることは人道上的罪」であるとし、小型の戦術核としての性格をも持つ同爆弾を開発するためにも核実験は必要だと力説した。これに対してアイゼンハワー大統領は、テラーらの意見は尊重するが、核実験停止への動きは世界的な傾向だと説明した。大統領はさらに、核実験停止案はもともと戦争防止への要請から生まれたものであるとし、アメリカの核実験の継続はソ連のプロパガンダを強め、アメリカ国内の世論を分断すると述べた。テラー

らを驚かせたのは、相手側（ソ連）も「きれいな爆弾」を持ったほうが良いのであれば、米ソの技術協力という事態もありうるという大統領の言葉であった。大統領の軍縮への期待はそれほど大きかったのである<sup>35)</sup>。同年6月26日と7月3日の記者会見において、アイゼンハワー大統領は、核実験停止問題には直接言及しなかったものの、今後3-4年の間に完全に「きれいな爆弾」の開発をめざすことを宣言し、ソ連にも同様の行動を提案した<sup>36)</sup>。

AECのストローズやテラーらの「きれいな（＝人道的な）爆弾」構想に対して、真っ向から反対した者も少なくない。戦時中はマンハッタン計画に参加し、戦後は国防省の研究開発局に所属した原子科学者のラップ（Ralph E. Lapp）は、リビー報告が出た段階で、核実験の影響を過小評価するAECの姿勢に疑問を投げかけていた。リビー報告が発表された年の9月、ラップは『原子科学者報』に寄稿し、「きれいな爆弾」は偽善であると反論を展開した。

AECのストローズ委員長は、「きれいな爆弾」と「汚い爆弾」を区別し、それが今論争を呼んでいる。ストローズ委員長によれば、水素同位体の融合を利用した水爆は、爆発の際ヘリウムを生み出すが、放射性物質は放出しない。つまり「きれいな爆弾」である。しかし、実際に開発された水爆は、正確には起爆剤に原爆を利用する「3F爆弾」である。核融合と核分裂の割合のうち、後者の比率が大きいほど「汚い爆弾」となる。典型例が1954年の核実験（実験名「ブラボー」）で、その実験での核融合の比率は、3分の1から2分の1であった。

つまりAECの基準によれば、「きれい」と「汚い」は、核融合物質と核分裂物質の比率によるものである。視点を変えれば、水爆は設計の違いにより「きれいな水爆」と「汚い水爆」の両方のタイプが製造可能となる。AECの論理に立てば、前者は核実験に適し、後者は戦略核兵器に適する。なぜなら戦略核の存在理由は抑止にあるからであり、抑止効果を最大にするためには、兵器の持つ脅威を最大限にする必要があるからである。能力を「薄めた」核兵器は抑止には役立たない。

このように、AECの「きれいな爆弾」構想を突き詰めれば、それがいかに偽善的であるかが明白になる。戦争そのものが「汚い仕事」であるのと同様に、戦争兵器自体が本質的に「汚い」のである。科学技術がそれを「きれい」にすることなどあり得ない<sup>37)</sup>。

リリエンスール（David E. Lilienthal）は、オッペンハイマーとともに、終戦直後に原子力の国際管理案を起草し、水爆開発にも反対した初代AEC委員長として知られているが、テラーとローレンスら、かつての水爆開発推進派が今度は「きれいな爆弾」推進派となったと述べた。アイゼンハワー政権の軍縮政策が、彼らが所属する兵器研究所の存続を危うくすると判断した超大型兵器（水爆）の提唱者が、にわかにも小型で「きれいな」戦術核を提案しているというわけである。リリエンスールによれば、テラーやローレンスの意図は「見え透いている（transparent）」のである<sup>38)</sup>。

「きれいな爆弾」論争が、単に核開発における技術的な認識の相違から生じたものでないことは明らかである。核兵器体系を強化するとはどういうことなのか、確かな安全を保障するためには何をすればいいのか、という根本的な安全保障観において重大な対立が生じていたと考えられる。「きれいな爆弾」開発の立役者であったテラーが、1957年5月の『原子科学者報』に「核戦争の性格」と題する論文を寄稿している。安全保障政策に対する彼の基本的な考えと、開発担当者としての立場が明確に読み取れる。



核兵器と通常兵器を区別することには意味が無い。意味があるのは、有効な兵器と時代遅れの兵器、あるいは敵の軍事施設をねらう兵器と人口密集地をねらう兵器、というような区別であろう。現在、核戦力においてアメリカはわずかではあるがソ連をリードしている。この状況下で、ソ連が核兵器の使用に反対する政策を打ち出すのは意味がある。道義的立場からの提案がソ連に有利に働くからである。ゆえに、アメリカは核兵器にかかわる諸問題を道義的視点から捉えてはならない。モラルの観点から論争することはまさにソ連の思う壺にはまることである。

このような認識に基づいて、実際に起こりうる戦争に備えるための3軍の軍事プランを以下のように考えた。1) 空軍、とりわけ戦略空軍は、今後の安全保障においてますます重要性を増すであろう。アメリカの防衛を強化するのであれば、最強の空軍力を保持すべきである。2) 海軍が保有する母艦は、コスト高のうえに多くの人員を要し、しかも敵のターゲットになりやすいので、将来性は無い。今後、海軍は原子力潜水艦に主力をシフトすべきであろう。3) 核兵器を大量に保有する時代においては、戦時中のような陸軍は不必要になる。海外基地に大量の兵力を駐留させておく必要もなくなるであろう。

すでにミサイルの時代が始まっている。安全保障を強化するためには、軍事技術の向上のみならず、新技術を熟知し新戦略を自在に駆使できる優れた人材の養成こそが要求されるだろう<sup>39)</sup>。

テラーが核兵器を軍事兵器の一種類とみなし、核兵器体系の強化が安全を保障する最適の手段と判断していたことが分かる。核兵器が交渉不可能な敵の脅威からアメリカを守る唯一の防衛方法であるという前提に立脚するならば、相手を上回る核戦力を開発し、保持するしか選択肢はない。

1957年ソ連が人工衛星の打ち上げを成功させた直後に、テラーは最初の証人として上院に呼ばれて状況を説明した。人工衛星の軍事的な意味を問われて、テラーは、第二次大戦終結直後から弾道ミサイルを研究してきたソ連は、すでに大陸間弾道ミサイル(ICBM)を持っているだろうと答えた。そして、このままのペースでソ連の軍事技術が進めば、アメリカは数年のうちに核戦略において完全に引き離されると警鐘を鳴らした。また、どう対応すべきかという上院議員からの問いに、アメリカの現在の軍事計画を拡大・加速させるより他に手段は無いとし、報復能力の向上をめざすうえでも、戦略空軍の強化は重要だと繰り返した。また、長距離弾道ミサイルの開発は、それに見合う核弾頭の開発と平行させなければならないと説明し、「きれいで小型の弾頭」の開発が急務と主張した。ゆえに、核実験の継続は不可欠であり、(実験を停止することによって生じるであろう)この科学技術部門での遅れはアメリカの安全を著しく阻害すると結論づけた<sup>40)</sup>。

核抑止を前提にした核戦略は、程度の差はあるが冷戦時代のアメリカの原子力政策には共通して認められる特徴であろう。軍縮政策に積極的なアプローチを試みたアイゼンハワー政権内においても、すでに確認したように、核戦略においてアメリカが不利になるような軍縮政策は極力回避する動きがみられた。ストローズ AEC 委員長が、核実験の継続を望むがために「きれいな爆弾」の開発を推進したこともこの文脈で理解できる。この意味で、テラーの発想および言動は、当時のアメリカ政府の原子力政策を擁護する性格も持っていたと考えられる。

テラーが前述のような論文や証言という形で、核開発と核実験の継続を主張した時期に、これを正面から批判する動きが現れた。アメリカの原子科学者の有力メンバーが加入する「アメリカ科学者連盟(Federation of American Scientists: 以下、FAS と略)」の核実験停止を求める姿勢がこれである。同連盟は、放射能汚染のレベルについての評価は分かれていてもその影響を認めない者はゼロであること、技術的に違反を探知するシステムは設立可能なこと、核兵器保有国の増加を防

止する効果もある、等の理由から核実験停止の早期実現を要請した。また、現在米ソ両国が開発を進める長距離弾道ミサイルが完成すれば「後戻りできない」状況を生み、両国が同ミサイルを実戦配備していない現段階こそが軍備規制を設ける絶好の機会であると説明した。さらに、米ソ両国が軍拡を回避する努力を進める一方で、恒久的な国連軍を創設し、国連の権威を高める改革案を提示した<sup>41)</sup>。

FASの核実験停止要請は、次の二つの意味で重要である。第一点は、核実験の停止が放射性降下物との関連だけでなく、核拡散防止の文脈で有効であるとの認識が提示されていることである。つまり、新たな核保有国の出現を阻止する「水平的拡散」の防止策の提示である。1963年の部分的核実験停止条約や1968年の核拡散防止条約における最大の狙いが、核保有国の数を制限することにあったことを考えると、その後に展開された軍縮政策の根幹部分が、この時点で原子科学者の間でも了承されていたことになる。二点目として、長距離弾道ミサイルという新しい技術を管理することが、軍縮交渉の進展につながるという発想が挙げられる。最先端の科学技術を互いに自粛することで、軍縮交渉の糸口を見出すという発想は、水爆開発に反対したオープンハイマーなどの考えに近い。研究開発の現場にいる者が、軍事技術に一定の歯止めをかけることを要求したのである。

以上のように、核実験停止や「きれいな爆弾」をめぐる論争は、軍縮政策における技術的見解の差異をめぐる展開されたわけではない。それは、過酷な国際状況下で安全をどう保障するのか、核戦力を中枢にすえる防衛がもつ意味は何か、というような根本的な問題につながるものであったと言えよう。また、核実験（正確には地下を除く核実験）の停止という提案がその後の核軍縮の根幹を作ったことを考えると、政府内の政策決定者や科学者をはじめとする多くの者を巻き込んだこの論争は、国際関係史上重要な意味を持っていたと考えられる。

## V むすびにかえて

『原子科学者報』1958年1月号は、論説欄で「ソ連のミサイル開発が明らかになった現在、核実験停止論議はしばらく延期して、アメリカは軽量の核弾頭と比較的放射性降下物を生成しない防衛用の核兵器の開発を進めるべきである」との見解を載せた。この意見に対する科学者からの反響は大きく、『原子科学者報』は核実験賛成派になったのかという声すら寄せられた。騒動を取捨する意図もおそらくあって、編集長のラビノウィッチが同年10月号で、「本誌は、核実験の危険を誇張する立場も、核実験停止がもたらす不利益を強調する立場もとらない。両方の極端な立場を排除するものである」と弁明めた論文を発表した<sup>42)</sup>。

ラビノウィッチの弁明は、核軍縮交渉におけるジレンマを象徴的に表している。彼は永続的な核実験を肯定していたわけではない。しかしソ連の核開発状況を念頭に置くと、それまでの核実験反対派の意見は、テラーらの実験継続派の意見と比べて、説得力を持ちにくいと説明した。つまり、危険な放射性降下物の指摘も、核実験の停止が軍縮への突破口になるとの提案も、ソ連のミサイル開発という脅威の前では空虚な提言に聞こえると言うのである。

同様のジレンマをアイゼンハワー大統領も感じていたに違いない。アイゼンハワーは、ソ連との熾烈な核軍備競争を展開しつつ、同時にその緩和を希求した。すでに述べたように、アイゼンハワ

一政権は核兵器の完全廃棄という路線は断念したが、部分的な軍縮措置の可能性を探りながら、粘り強くソ連との交渉を続けた。ストロース AEC 委員長やテラーが、「仮に核実験停止協定を締結しても、ソ連は必ずその盲点をかいくぐって実験を継続するに違いない」と警告しても、大統領は「核実験停止への動きは世界的潮流である」と動じることはなかった。しかし、軍縮への思いをこれほど熱く抱いていた同大統領も、現実の米ソ交渉では政治的駆け引きに翻弄されたのである。

意思決定のプロセスを分析したアリソン (Graham T. Allison) の『決定の本質』<sup>43)</sup>を引用するまでもなく、現実の政策決定過程においては、国際政治状況、政策立案に参加する諸組織の利害、さまざまな組織や集団の利害を背負って政策決定の場に臨む個々のメンバー同士の駆け引き、等の制約要因が複雑に絡みあう。政策決定に参加あるいは影響を与える者が、これらの要因に引きずられることなく自らの見解を政策に反映させることは不可能に近い。

この視点から「きれいな爆弾」論争を改めて観察すると、核実験停止問題が持った本質的問題に近づけるように思える。すでに検証したように、「きれいな爆弾」はそれ自体の開発に特別な意味があったわけではない。それは、放射性降下物への恐怖をそらしつつ、核兵器体系の強化や核実験の継続を正当化する立場にいた者が用いた詭弁的な主張であった。核開発と核実験の継続は、彼らにとってアメリカの安全保障を支えるはずの軍事戦略であり、同時にその開発の中枢にいる自らの立場を万全なものにする確かな手段でもあった。

したがって、核実験停止を主張する側が核実験継続派と対決するとき、少なくとも二つのレベルからの反論が必要になった。まず、核兵器に依存する安全保障の是非、あるいは核実験停止が軍縮交渉に与える影響といった本質的な問題に迫りつつ反論を展開したことである。より強固な核戦略が本当に国や地域、あるいは同盟国を守るのか、守るとしたら何をどう守ってくれるのか、というような問いは今日の核保有国に対しても問われなければならない根本問題であろう。また核実験停止派は、「きれいな爆弾」や小型の戦術核を完璧に近い核兵器と位置づけ、それらの開発のために核実験を継続すべきだという主張を、「偽善」と言い切った。彼らは「きれいな爆弾」などあり得ないと批判しただけではない。それらの開発に従事することによって自らの立場を強化しようとする核実験継続派の姿勢を見透かし、その主張を「偽善」と非難したのである。

以上のように、1950年代後期における核実験停止をめぐる論争を考察すると、今日の軍縮政策における問題点をも確認できる。NPT 体制に対する最大の批判は、持てる側 (核保有国) 優位の現状を固定化し、持たざる側 (非保有国) のみに対して多大な制約を加えるという不平等性に向けられていると言って差し支えないだろう。1950年代後期における米ソの核軍縮交渉は、まさにアメリカ優位の現状維持 (アメリカ側) とその打破 (ソ連側) をめざす応酬といった性格をもった。また、原子力政策を指導する役割を自負した AEC や、核開発に従事する原子科学者——つまり核開発と核実験を継続する現状維持派と、それに異議を唱え核実験停止と軍縮の推進を主張する現状打破派との間の対立も、基本的には前述のような利害対立から生じたと言える。国際政治のあり方を定める核軍縮という重要な政策の決定において、安全保障や戦略といったマクロレベルの視点だけでなく、政策立案の現場の現実的な要請から生じる視点も重要な要因として存在していたことが分かる。

## 注

- 1) 1940年代後半から1950年代前半にかけて、アメリカの原子力開発に交付された予算が年々大幅に増額されていたことでも確認できる。詳しくは、U.S Atomic Energy Commission (Richard G. Hewlett & Francis Duncan eds.), *Atomic Shield: vol. 2 of A History of the United States Atomic Energy Commission, 1947-1952*, Library of Congress, 1972, Appendix 6, 7.
- 2) 前田寿『軍縮交渉史1945年-1967年』東京大学出版会, 1968年, 582ページ。
- 3) Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1955-1957*, vol. XX. (以下, *FURS, 1955-1957*と略)
- 4) Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1958-1960*, vol. III. (以下, *FURS, 1958-1960*と略)
- 5) 本稿が使用する出版物の番号は, 2702 (本稿注9) を参照のこと) および2498 (本稿注11) を参照のこと)。
- 6) U.S. Atomic Energy Commission (Richard G. Hewlett & Jack M. Holl eds.), *Atoms for Peace and War: vol. 3 of A History of the United States Atomic Energy Commission, 1953-1961*, California, 1989. (以下, *Atoms for Peace and War* と略)
- 7) 前田, 前掲書。
- 8) 原子科学者ゴールドスミス (Hyman H. Goldsmith) とラビノウィッチ (Eugene Rabinowitch) が創設した専門誌。月刊誌だが, 7, 8月は休刊。表紙に描かれる「核の時計」は注目されてきた。
- 9) Department of State, *The International Control of Atomic Energy: Growth of a Policy*, Department of State Publication 2702, 1946, pp. 138-147.
- 10) *Ibid.*, pp. 209-216.
- 11) Department of State, *The Acheson-Lilienthal Report on the International Control of Atomic Energy*, Department of State Publication 2498, 1946. なお, アチソン=リリエンスール報告とバルーク案の連続面と相違点の詳細に関しては, 中沢志保『オープンハイマー——原爆の父はなぜ水爆開発に反対したか』中央公論社, 1995年, 144-161ページ。
- 12) John Foster Dulles, “Disarmament and Peace,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, September 1957, pp. 262-263.
- 13) Eugene Rabinowitch, “About Disarmament,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, October 1957, pp. 277-282.
- 14) 前田, 前掲書, 493-494ページ。
- 15) 同上書, 347ページ。
- 16) Eugene Rabinowitch, “International Cooperation of Atomic Scientists,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, February 1956, pp. 33-37.
- 17) *Atoms for Peace and War*, pp. 389-390. なお, シュバイツァー・アピールの要旨は, Albert Schweitzer, “Appeal to End Nuclear Tests,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, June 1957, pp. 204-205.
- 18) 第一回バグウォッシュ会議の出席者および主な会議内容に関しては, *Bulletin of the Atomic Scientists*, September 1957, pp. 248-252.
- 19) ポーリング・アピールの全文と署名したアメリカの科学者の氏名は, *Bulletin of the Atomic Scientists*, September 1957, pp. 264-266.
- 20) マリク案の要旨とアメリカ政府の反応に関しては, *FURS, 1955-1957*, pp. 79-80.
- 21) *Atoms for Peace and War*, p. 397; 前田, 前掲書, 504ページ。
- 22) *FRUS, 1955-1957*, pp. 620-625.
- 23) Department of State, *Documents on Disarmament, 1945-1959*, Vol. II, pp. 868-874; 前田, 前掲書, 388-

394ページ。

- 24) *FRUS, 1958-1960*, p. 567.
- 25) *FRUS, 1958-1960*, pp. 631-636, pp. 654-657.
- 26) *Documents on Disarmaments, 1945-1959*, Vol. II, pp. 1111-1112 ; 前田, 前掲書, 523-524ページ。
- 27) 正式名称は, 「大気圏内, 宇宙空間および水中における核兵器実験を禁止する条約 (Treaty Banning Nuclear Weapon Tests in the Atmosphere, in Outer Space, and Under Water)」
- 28) *Atoms for Peace and War*, pp. 329-331.
- 29) *Ibid.*, p. 369.
- 30) 前田, 前掲書, 341ページ。
- 31) *Atoms for Peace and War*, p. 348.
- 32) *Ibid.*, pp. 361-363.
- 33) 前田, 前掲書, 513ページ。
- 34) *Atoms for Peace and War*, pp. 398-399.
- 35) *FRUS, 1955-1957*, pp. 638-640.
- 36) *Atoms for Peace and War*, pp. 400-402.
- 37) Ralph E. Lapp, “The ‘Humanitarian’ H-Bomb,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, September 1956, pp. 261-264.
- 38) *Atoms for Peace and War*, p. 402.
- 39) Edward Teller, “The Nature of Nuclear Warfare,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, May 1957, pp. 162-165.
- 40) Edward Teller, “The Russian Challenge,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, February 1958, pp. 87-89.
- 41) FAS の声明文は, *Bulletin of the Atomic Scientists*, March 1958, p. 125.
- 42) Eugene Rabinowitch, “Nuclear Bomb Tests,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, October 1958, pp. 282-287.
- 43) Graham T. Allison, *Essence of Decision: Explaining the Cuban Missile Crisis*, Boston, 1971. (宮里政玄訳 『決定の本質——キューバ・ミサイル危機の分析』中央公論社, 1977年)